

要 望 書

2012年7月10日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿
抗がん剤等による健康被害の救済に関する検討会 座長 森嶋 昭夫 殿
同検討会 委員 各位

イレッサ薬害被害者の会
薬害イレッサ統一訴訟原告団・弁護団
薬害イレッサ支援連絡会

【連絡先】

東京都豊島区西池袋1-17-10エキニア池袋6階
城北法律事務所 電話03-3988-4866
薬害イレッサ東日本訴訟弁護団事務局長 阿部 哲二

抗がん剤等による健康被害の救済に関するこれまでの精力的なご検討に敬意を表します。

さて、本検討会では、昨年12月の中間取りまとめ以降、本年4月25日には、ヨーロッパ等で抗がん剤を対象とする救済の制度があることなども報告され、具体的制度設計に向けた議論が進展することが期待されました。

ところが、6月11日の検討会では具体的制度設計の議論には至らなかったにもかかわらず、7月13日に予定されている次回の検討会の議題は「とりまとめ骨子案について」とされており、制度の創設が先送りとなることを危惧しています。

抗がん剤の副作用被害救済制度を創設することは、抗がん剤治療の安全性向上にも寄与するなど、がん患者をはじめとする関係者に利益があります。この機会を逃しては、制度創設は長期にわたってかなわないことにもなりかねません。

制度創設までには多くの課題があることは確かですが、これまでに検討会で出されている論点等は、具体的な制度案との関連で議論することにより克服することが可能と考えます。

そこで、議論のさらなる進展を願い、試案を提出します。もとより、よりよい制度設計が可能であれば本試案にこだわるものではありません。

制度創設につながる具体的検討の継続を強く要望します。

以 上